

## 「郡村誌」と「大日本國誌」（補遺）

山 口 静 子

『図書館雑誌』第三十五年第一号（昭和十六年十一月）に、永峯光名氏（帝国大学司書）は、「郡村誌」復興」という一文を寄せられている。

その中で氏は、明治初年太政官が各府県に命じて提出させた「郡村誌」が、その後東京帝国大学図書館に移され、大正十二年の大震火災で焼失したことについて、「前日まで其の出納を承はつてゐた筆者としては、年回りこの頃ともなれば想ひ出も少くない。一切が灰燼となり再復らざる長恨は尽きざるものがある。」と述べられている。そして、当時の「郡村誌」の架蔵状況を示したのち、次のように記されている。

「利用者は、主として史料編纂掛であつて、時に教授等の借用があつたに過ぎない。例外的で、しかも常習的な貸出しば、静岡・山梨両県の富士山帰属に関する行政裁判の資料としてであつた。

現在残つてゐるのは、神奈川県鎌倉郡四冊と、福島県岩城郡三冊

のみで、共に史料編纂掛に貸出されてあつた為に焼失を免れたものである。」

昨年、私は、すでに退官されている永峯氏の御教示をえて、現在、東京大学総合図書館の貴重書の中に、次の四点の郡村誌関係の史料が所蔵されていることを知った。

①相模国鎌倉郡村誌

四冊 A00—6118

②岩城国磐城郡村誌 三冊 A00—6118  
③参河国額田郡村誌 七冊 A00—6118  
④地誌編輯事類 二冊 A00—6120

以下、からくも大震火災の難を免れて、生きつづけているこれら貴重な史料について紹介したいと思う。

### 一 相模国鎌倉郡村誌

一から四までの四冊本である。縦二六・五センチ、横一八・七センチ、表紙は和紙を二つ折にしたもので、

#### 〔相模国

鎌倉郡村誌 一  
(朱書)  
四冊ノ内

のように記されている。これは一村ずつの村誌を重ねて、四分冊とし、和綴にしたものである。村名を、史料編纂所所蔵の「神奈川県管下各区村名簿」(4141.37-1)に対照してみると、鎌倉郡八十九カ村全村が揃つており、最初に、

「鎌倉郡瀬谷村誌」

と記された表紙があり、次に

「皇国地誌」

村誌

セヤ

相模國鎌倉郡瀬谷村

と題して、まず、村の称呼について述べたあと、疆域、幅員、沿革、里程、地勢、地味、税地、飛地、貢租、戸数、人員、馬、車、山、林、川、堀、橋、道路、社、寺、学校、会所、掲示場、民業、物産の順に記し、おわりに、

「明治十二年二月

総閲

神奈川県令

野村 靖

編輯主任

同 御用掛 中島 敏

編輯人

神奈川県六等属 古谷 雄吉作  
小長井啓左門(印)

伊藤兵左エ門  
戸長

と記されている。

これに続く八十八カ村の村誌のうち、五十三カ村のものは編成記事を欠くが、三十五カ村のものはすべて明治十二年一月から三月の間に編成されており、瀬谷村のそれと同様に、県令野村靖と編輯主任中島敏の名が記されている。ただ記載の文字に異同があるて、日付の下に「編成」と記した場合があり、又、「編輯主任」「編纂主任」(編纂主人としたもの)が一点あるがこれは誤記であろう)、「編輯」としたものもある。筆跡から見て、筆写人は數名と見られ、その人によって、表記の仕方を異にしているのである。

一方、『神奈川縣皇國地誌殘稿』上巻には、鎌倉郡十二カ村の村誌(県下に残存する草稿本による)が収録されている。その編成時期は、記載のある七カ村についていえば、明治十二年三月と四月である。その中、十二所村誌のみは、左のように関係者の名も記されている。

「相模國鎌倉郡十二所村

明治十二年四月

議員

伊藤仲右エ門

同

また、鎌倉文化研究会編『鎌倉』<sup>25</sup>に、「神奈川縣第十六大区五小区の皇國地誌」と題して鈴木良明氏が、鎌倉郡五カ村<sup>26</sup>の地誌編輯草稿を紹介しているが、各草稿の末尾には年代(明治十年五月、六月、十一月)のほか、村の用掛一、二名と、戸長が連名で記されているのである。

これらの草稿本の編成記事と提出本のそれとを見ると、議員、用掛、戸長らが作成したものを、県の編輯係が加筆訂正し、その淨書本を編輯主任と県令の連名で中央へ提出したと考えてよからう。

なお提出本の所々に朱の丸が標されているのは、地理局で「大日本國誌 鎌倉」を編纂する時、採用する記事につけたものであろうか。

## 二 岩城国磐城郡村誌

これも鎌倉郡村誌と同じように各村誌を重ねて、和綴にした三冊で、大きさも前者と同様である。表紙には、  
(金屬活字刷)  
「岩城郡」

(木版刷)  
郡村誌

と示し、その下に「岩城郡」と墨書きし、扉には、朱筆で「共三冊ノ一」と記し、次に福島県用箋を用いて、凡例が記されている。凡例には、磐城郡各村は、明治八年すでに地租改正を終了したこと、県税は八年にはまだ施行に至らなかつたので、九年の調査によつたこと、山林原野は、

民有のものはまだ検測がすんでいないので記さず、官有林は明治九年の調によつたこと等が記され、明治十一年十二月、福島県地誌編輯御用掛

大須賀次郎の名を付してい。村誌は、

〔第壹号  
(朱書)〕

〔四倉村誌 磐城郡〕

のよう表記され、十二号八塙村誌までの十二カ村の分は磐前県の野紙に、十三号鎌田村誌から四十七号福岡村誌までは、福島県の野紙に記されている。十二号までの分には、編成の日付も編輯人の名もないが、十二号の扉の裏に貼紙して、次のように記されている。

「此篇誌料全ク具ル、將サニ例則ニ照シ無難ヲ斐リ、以テ各村誌ノ体ニ合セントス、而シテ廢県ノ命至ル、未タ釐正ニ暇アラザルモノアリ、山水条下等是ナリ、請フ、幸ニ諒セラレヨ。」

磐前県は明治九年八月二十一日廃止された。そして、亘理郡等三郡が宮城県の、磐城郡等九郡が福島県の、それぞれ管轄となつたのである。

旧磐前県令から、内務省地理寮地誌課へ村誌十二冊が提出されたのが同年九月十日であることは、図書館本「地誌編輯事類 二」の中の福島県の分に収められた左の文書によつて判明する。

「去明治八年十二月中、地誌編輯之儀ニ付、脱稿次第凡十村程可差出旨御申越有之候ニ付、磐城郡之内、四ツ倉村外十一ヶ村合十二冊淨写差出申候、地図ハ取調中ニ付、右稿本并誌料之記録共取纏、福島県へ引渡可申候、此段開申仕候、以上、」

明治九年九月十日 旧磐前県令

村上光雄 (印) 」

一等修撰塚本明毅殿

と記されており、以下各冊の表紙は同様の体裁で、  
縦二四・五センチ、横一五・九センチ厚手の紙を表紙にした七冊である。第一冊の表紙は、  
〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿四号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿八号ノ上  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第三十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅一号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅二号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅三号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅四号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅五号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第四十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第三十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅一号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅二号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅三号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅四号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅五号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第四十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第三十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅一号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅二号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅三号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅四号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅五号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第四十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第三十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅一号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅二号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅三号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅四号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅五号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第四十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第三十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅一号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅二号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅三号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅四号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅五号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第四十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第三十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅一号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅二号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅三号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅四号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅五号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第四十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第三十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅一号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅二号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅三号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅四号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅五号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第四十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿六号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿七号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿八号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第廿九号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第三十号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅一号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅二号  
(朱書)〕

〔戸長役場調(朱印)〕

〔第卅三号  
(朱書)〕

第廿八号ノ下

旧検地帳

第三拾号 誌料編輯有志賛襄者

となつてゐる。肩に、「参河国」と表示してあるものもある。但し、廿七号の表紙は薄茶色の紙で寸法がやや小さく朱印はない。三十号の表紙には更に「郡役所調」の朱印がある。

第二十七号以外は各冊とも、その調査項目が海老茶色の文字で印刷された調査用紙を用い、紙のたりない分は、同じ形式に筆で書いた紙や「番外誌料用紙」又は、村の戸長役場の用箋を用いて記入されてゐる。調査用紙には、項目によつては、上の欄外に、記入上の注意書が印刷されている。調査項目は、次の通りである。

沿革

名称、所属(郡・郷・莊・領・組・大小区・郡区・戸長役場)、分合、

管轄、

位置彌域

位置、東、西、南、北、

幅員

東西、南北、周回、面積、

地味

色、質、適種、

地勢

山脈、水脈、東部、西部、南部、北部、全地形勢、

道路

等級、長、幅、並木、形状、雜項、

誌料編輯有志賛襄者

身分、履歴、

旧検地帳

旧検地帳表書・合計、旧検地帳所載ノ字(年月日、検地役人を付す)  
堤塘(この項目の分は内務省・額田郡役所・戸長役場の用箋等を用いてゐる)

長、高、幅、雜項、

以上の項目別に各村の調査用紙を配列し、前記のような七冊に綴じてある。

この郡誌稿本は、いつ頃つくられたのであらうか。小風秀雅氏によれば茅ヶ崎市史編纂室蒐集の石上明生家文書の中に、戸長役場の「今宿村外十ヶ村地誌下調」という史料があり、明治十九年のものといわれる。

この「下調」は印刷された凡例の次に「用紙列次」と題して、「一、沿革」から「五十四、方言」まで、総計七八種の調査項目を示したものがあり、次にその項目が印刷されている用紙を用いた各村の調査が綴られている。この用紙の体裁と「額田郡誌稿本」のそれとは全く同様のものであることがわかる。「下調」の凡例は、年月の部分が判読し難いが、

同市広瀬正治家文書の「村誌稿」所収の凡例と同文なので、年月をこれで補うと、「明治十八年五月」のものということになる。以上のことがから「額田郡誌稿本」は「下調」と同じく、明治十七年五月に内務省地理局が直接編輯をはじめることに方針を変更してから後、その方針にもとづいて作成されたものであることがわかる。ちなみに「額田郡誌稿本」第三十号「誌料編輯有志賛襄者」の部に郡長の履歴を記載した次に、委員部書記矢野慶明の履歴をのせ、明治二十年八月廿三日命を受けて国誌編纂の材料を蒐録したことがしるされている。この矢野慶明が国誌編纂の材料蒐集にたずさわった年代は、「額田郡誌稿本」作成の時期を考える上で手がかりとなる。

明治十七年、地誌編纂事業に関する内務省の方針変更により、それ以前につくられた郡村誌と、以後の郡村誌とは、調査項目や記載の仕方が異つてゐる。以前の分は、明治八年六月五日の「皇國地誌編輯例則并着

手方法<sup>(7)</sup>と、同年十一月十二日の追補によつて作成されたのだが、以後の分については、その拠り所となる法規類を、私はまだ探し当てる事ができずいた。ところが、前述の石上明生家文書および広瀬正治家文書「村誌稿」所収の「凡例」は、その調査趣旨をさぐる手がかりともいふべきものである。<sup>(8)</sup>

なお、現在、史料編纂所に、「額田郡誌稿」七冊(4141-55-4)が架蔵されている。史料編纂所で保存のためにつけた茶表紙には、「額田郡誌稿」と題され、一、七、十五、十六、十七、十八、十九がある。原表紙(「一」には欠く)には

〔金屬活字刷〕  
〔木版刷〕  
〔墨書き〕

〔参河国  
郡村誌額田郡〕

とあり、次に無署の紙或は内務省の原稿用紙に夫々左のように記されてゐる。

第七号	額田郡誌稿本	神社上
十五号	額田郡誌稿	墳墓中
拾六号	額田郡誌稿	墳墓下
第拾七号	額田郡誌稿本	旧蹟上
第拾八号	額田郡誌稿本	旧蹟中
第拾九号	額田郡誌稿本	旧蹟下

各冊とも、印刷された調査用紙や、「番外誌料用紙」、戸長役場の用箋、地理局の原稿用紙、内務省の草稿用紙等に記入されたものや、切り貼り等が綴つてある。調査用紙の上端には、朱筆で村名が記入されており、図書館本の同様の場所に書かれた朱筆と同筆のものもある。本文中には朱筆で句点が打つてあり、「校正済」「要再調」「国誌掲記」「戸長役場調」等の印が捺してある所があるので、これは図書館本「額田郡誌稿本」と同じ時の調査による他項目の稿本であつて、「大日本国誌 参河」

の編纂に使われたことがわかる。

#### 四 地誌編輯事類

合綴本二冊である。縦二七センチ、横一九センチ、表紙は厚手の紙で、一冊の表題は、

「明治十九年

地誌編輯事類 二  
郡村誌之部

四冊之内 地誌課

とあり、もう一冊も同様の表題で、「三」とある。明治十九年に地誌課で、薄茶色の表紙の本を四冊ずつ合綴して表題をつけたものである。表紙の裏側に二の方には、

埼玉 群馬 千葉

茨城 栃木 三重

愛知 静岡 山梨

滋賀 長野 福島

と記され、三の方には、

宮城 岩手 青森

秋田 山形 石川

鳥取 島根 岡山

と記されている。

もとの本は、一県或は、二~四県の分が入つていて。

それぞれの県毎に薄茶色の表紙の紙に県名が記され、内容件名目次がつけられているので検索しやすいが、目次の年月以後の記事が入つていてるものも少くない。例えば、埼玉の目次は「十四年七月十一日 男衾郡

村誌二冊進達」までであるが、さらに十八年六月三日の足立郡・秩父郡誌進達関係書類まで含んでいる。内容を見ると、県から内務省地理局（一時期は修史館）に対する質問（記載方法等に関する）と、その回答案、郡村誌進達通知とその回答案、県の地誌編輯担当員変更の報告、採集図書の報告目録、費用増加願とその却下通告案等である。県の編輯主任を上京させて、質問に及んだ時の添書もある。

これらの書類に残された限りでの、郡村誌の進達年月日の最後のものは、鳥取県の明治十八年七月二十五日である。新しい形式による調査の凡例の示されるのは、前述のようにこの年五月であるから、うなづけることである。

なお、史料編纂所にも「地誌編輯事類」のほか、「地誌編輯事類 東京」以下神奈川、新潟、堺・奈良、京都、大阪、兵庫、長崎のものがあり、図書館本の片割れであろうと思われる。<sup>(10)</sup>

### おわりに

以上、東京大学総合図書館に保管されている四点の史料についてその書誌的概観を試みた。これらは、皇國地誌編纂事業の史料としても、また、各地の地方史の史料としても、貴重なものとして利用されることになるのである。克明に検討すれば数多くの問題を解明し得ると思うが、今はただ、気付いた幾つかの問題点を指摘しておくに止める。

#### (1) 村誌の編輯過程について

「鎌倉郡村誌」の草稿本を見る限りにおいては、草稿本は村の用掛戸長等がかかわって作成され、県の編輯係、編輯主任によつて、校正され、県令の名を付して、進達されたものようである。その際、草稿本が何處でどのように加筆訂正されたのか、子細に検討すべき問題であると思うが、二、三、検討してみた限りでは、古蹟に関する記述で、引用

した古典が多少入れかわつたり、引用の詩歌に出入があつたり、文章の表現に加筆したり、あるいは物産・寒暖を記入した村誌からその部分が削られたりした箇所が目についたが、根本的な訂正は余りないようである。しかし、このように手をかけて村誌を提出したところも、明治十七年以降の段階において、調査用紙を下付され、再度調査に応じることとなつたのであらうか。小風氏の紹介された現在の茅ヶ崎市内（高座郡）の九カ村においては、明治十二年の村誌写本と、十九年の「国誌下調」の両方が現存しているのであるが、鎌倉郡においても、明治十九年或はそれに近い年代の「国誌下調」は作られたのであらうか。

#### (2) 「地租改正」問題の史料として

神奈川県下の村誌に、貢租の項が無記入のものが多いのは、なぜであろうか。鎌倉郡村誌（提出本も草稿本も）、そして、『神奈川県皇國地誌残稿』の五村を除くすべての村誌も、貢租の項に記入がない。地租改正の進行中であったこの段階において、その記入がきわめて困難を伴つたであろうことは、「地誌編輯事類」収録の他の県の質問書等からも推察することはできるが、史料編纂所所蔵「地誌編輯事類 神奈川」(4141.37-1)に収められている左の往復文書は、その間の事情を物語つているのである。

〔村誌編輯貢租ノ内地租金之儀、未タ地租改正成功ニ不至、目今仮納取計候九年分納額記載候テ可然哉、又ハ改正済迄右ノ件相除置可申哉、此段及御問合候、至急否御廻答有之度候也、〕

明治十年七月九日

神奈川県権令 野村 靖（印）

修史館長川田剛殿

〔地誌編輯ニ付貢租之内地租金之儀御問合致承知候、右者郡誌貢租条但書之年月ニ拠取調、地租改正済之分者其下ニ注記シ、未済之分者姑ク相除置、逐而補記之積ヲ以、村々取束御差出可有之、此段及回

答候也、

明治十年七月十六日

(1)  
修史館長

一等編修官 塚本明毅

神奈川県権令 野村 靖殿  
すなわち、神奈川県の分において貢租の項が殆ど記入されていないのは地租改正の進行状況と関係するのであろう。

一方、前述のように、明治八年すでに地租改正を終了した磐城郡においては、各村誌の貢租の項では、地租改正後の地租が、前に比べてどれだけ増減したかを明示していく興味深い。たとえば、四倉村誌には、「地租金千九拾七円五拾五錢三厘<sub>明治八年改正</sub>後調」

「旧税ニ比較スルニ、二百三拾六円五拾九錢四厘ヲ増セリ、」  
とあり、上仁井田村誌には、「地租金六百七拾一円八拾四錢九厘<sub>明治八年改正</sub>後調」

「旧税ニ比較スルニ、三百三十八円九十毫錢七厘ヲ減セリ、」

と記されているのである。

(3)

教育史史料として

「鎌倉郡村誌」と「磐城郡村誌」にある「学校」の項には、公立学校の創立年月日、場所（新築か、寺を使つたか等）、男女生徒数、教員数（鎌倉郡のみ）等が記されており（鎌倉郡小菅谷村には女教員が一人いる）、教育史史料として活用できるものである。史料編纂所所蔵「大阪府地誌能勢郡」（4141.63-6）の公立小学校、「山城国葛野郡地誌」（4141.62-3）の人民共立小学校、「鹿児島県地誌」（4141.97-3）の公立小学校、共立小学  
校等と対比してみるのも興味深い。

(4)

物産、民業

「物産」と「民業」は、その村の民衆生活を把握するために欠かせない項目であるが、「鎌倉郡村誌」の方は記入のない場合もあり、又草稿

本にはあったのに、省いた場合もある。「磐城郡村誌」の方には、相当詳く記入されている村もある。

(5) 贊襄者のこと

「額田郡誌稿本」「贊襄者」の項には、明治十八年以降の段階での調査に協力した人々の名と履歴が記されており、それらはおおむね、戸長、書役、更には郡書記等である。また各地に現存する郡村誌にも、「贊襄者」の記事を見出すことがあり、史料編纂所所蔵「大日本国誌 志摩」、同伊勢の中にも贊襄者の項があつて、郡書記、戸長（伊勢には郡役所雇も）の身分、姓名が記されている。「贊襄者」はおびただしい数にのぼるであろうが、これらの人々の履歴を調べれば全国村々の調査に当り、この段階での日本の現状認識の資料作成という一大事業をになったのは如何なる人々であつたかを知ることができるであろう。

近年、全国各地の地方自治体で、史誌の編纂が盛におこなわれている。その編纂の過程で集められる郡村誌の草稿や控は、おびただしい数に上るであろう。それらをすべて史料篇に収録することは紙数の関係その他で、或は不可能かもしれない。しかし何らかの形で、共有の史料として、活用できる道が講じられることを望んでやまない。

なおその後、史料編纂所に左の二点の関係史料のあることがわかつた。

神奈川県地誌編纂資料 (4141.37-12)  
大日本国誌編纂志料 (4145-83)

前者は、神奈川県久良岐、都筑、西多摩、北多摩、橋樹、南多摩の郡役所で調査提出した調査用紙と関係文書の綴で、「本籍年齢、生死及就籍除籍」、「方言」、「郡区ノ長」などの調査用紙も用いられている。「大

日本国誌 相模」を編纂する段階の資料綴である。

後者は、内務省用箋を用い、伊賀・伊勢・尾張・参河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・相模・武藏・近江・美濃・信濃・上野・下野・陸奥・出羽に関する野・川・長官・人物等々の記事を『日本書紀集解』から書き抜いて切り貼りした綴であり、古典からの記事探しを担当した係の仕事の跡がしのばれる。

北海道に関する郡村誌については、私はまだ何も史料を見出せないでいる。明治八年六月五日、太政官は、「皇國地誌編輯例則并着手方法」を、同年十一月十二日には「例則追補」を府県及び北海道開拓使に達しているが、九年十月三十日、史誌編輯費増加を達したのは府県に対してだけである。この間に、北海道に関しては方針を変えたのであろうか。疑問を残しておく。

註

(1) 十二所村、淨明寺村、二階堂村、西御門村、雪之下村、扇ヶ谷村、小町村、大町村、乱橋木坐村、長谷村、板之下村、極楽寺村

(2) 津村、腰越村、川名村、手広村、片瀬村

(3) 史料編纂所所蔵 (4141.37-3)

(4) 小風秀雅「茅ヶ崎市域の皇國地誌」(茅ヶ崎市史研究第三号所収)

(5) 摘稿「郡村誌と大日本国誌」(東京大学史料編纂所報第12号所収) 59頁  
参考

(6)

委員郡書記ノ履歴

身分 士族

住所 三河國額田郡岡崎康生町二百老番戸

愛知県額田郡書記 矢野慶明

旧岡崎藩士ニシテ弘化三年正月江戸藩邸ニ生ル、学ヲ藩儒寺井喜角ニ受ケ、刀筆ヲ以テ藩主ニ事へ、明治三年七月居ヲ岡崎ニ移シ六年四月廿六

日愛知県第十一大区小五区副戸長ヲ拝命シ、後チ鷺田神明宮祠掌ヲ奉シ、九年八月廿日愛知県第十一区一等副戸長ヲ拝命シ、十一年一月十二日四等区取締ニ転シ、十二年一月六日愛知県額田郡書記ニ任シ学区取締ヲ兼ヌ、十六年小学校用額田郡地誌ヲ著ス、十九年九月廿九日判任官九等ニ叙ス、前後職務勉励ノ廉ヲ以て金員若干ヲ拝受スル事数々アリ、二十一年八月廿三日命ヲ受ケ国誌編纂の材料を蒐録ス、

なお「額田郡誌稿本」(史料本)の中に切り貼りして用いられている『額田郡地誌』は矢野慶明・西口吉迪の共著であるが、西口吉迪も「替襄者」の項にあり、嘉永元年、岡崎藩大目付方書役、明治になって、書記、史生、戸長、郡書記等を歴任したことが記されている。

(7) 法令全書 明治八年六月五日太政官達第九七号  
(8) 同右 明治八年十一月十二日太政官達第一九六号  
(9) 広瀬正治家文書「村誌稿」所収の「凡例」

十数人の力、数年の時日ヲ以テ府県四十八、国八十五、郡区八百三十七、町村七万五千五百四十七ノ地誌ヲ編修セントス、極メテ難事トス、故ニ其案ヲ草スルニ当リテ最モ注意ス可キ者ニ有リ、一ヲ材料ノ確實  
真ニシテ虚偽ナラス備レテ遺漏セスト為シ、二ヲ材料ノ精簡ニシテ雜ナラスト為ス、故ニ各地普通ノ事項ニ於テハ、予メ其項目ヲ掲ケタル野紙ヲ作り、事々物々之ニ照合記入スルトキハ、庶幾クハ確実ニシテ虚偽遺漏無ク精簡ニシテ蕪雜繁勞ヲ省クヲ得ン、乃チ別紙ヲ印刷シテ之ヲ從事者ニ付ス、

凡例

一戸口牛馬舟車等總テ負敷ニ係ルモノハ明治十九年一月一日ノ現数ヲ用  
ウ可シ、  
一尺度数量ノ細数ハ四捨五入ノ法ヲ以テ左ノ数位ニ止ム可シ、  
里程ハ尺、段別ハ歩、坪数ハ合、貫目ハ匁、斤数ハ斤、米穀ハ合、金  
員ハ厘、

一山嶽原野牧場湖沼溝渠等其地広大ニシテ數村乃至二三郡ニ連亘シ、其  
名称モ亦處ニ從テ変スル如キモノニ於テハ、其所屬最モ多キ町村ニ於  
テ全部ノ形状及ヒ各部ノ名称ヲ詳ニシ、他ノ町村ニ於テハ特ニ其所屬  
ノ一部ヲ叙シ、某郡某町村ニ詳ナリト記ス可シ、

一町村名字地名ハ勿論、山川其他物名ニ至ルマテ總テ名称ニ係ルモノ  
ハ、必ス其地方ニテ古来用ウル所ノ文字ヲ以テ書シ、其右傍ニ片假名  
ヲ附ス可シ、

一項目ノ下ニ記ス可キ事故無キモノハ○ヲ置キ、其事故ノ詳ナラサルモノ  
ハ未詳ト記ス可シ、

一項目ノ下、記事多クシテ余白無キトキハ附箋ヲ以テ之ヲ補足シ、記入  
方遗漏無キヲ要ス、

名勝古跡ニ関セサル入江等ノ浦浜

一地方ニ因リ本紙項目ノ外尚増補ス可キモノ有ラハ

港湾ノ名ナキ入江等ノ浦浜

其類似項目ノ次ニ附箋シ例ニ准シテ記載ス可シ、

一總テ古文書及ヒ社寺ノ總記棟札鐘名碑名ノ類、参考ニ供ス可キモノハ

其全文ヲ贍写シ、誌料ノ末ニ附ス可シ、

明治十八年五月

(10) 前掲拙稿 57 ~ 58 頁参照

(11) 修史館長は、一等編修官が月番で兼務することになっていた（太政類典  
第二篇第十四卷「文官職制」参照）。